

高額療養費の計算例①

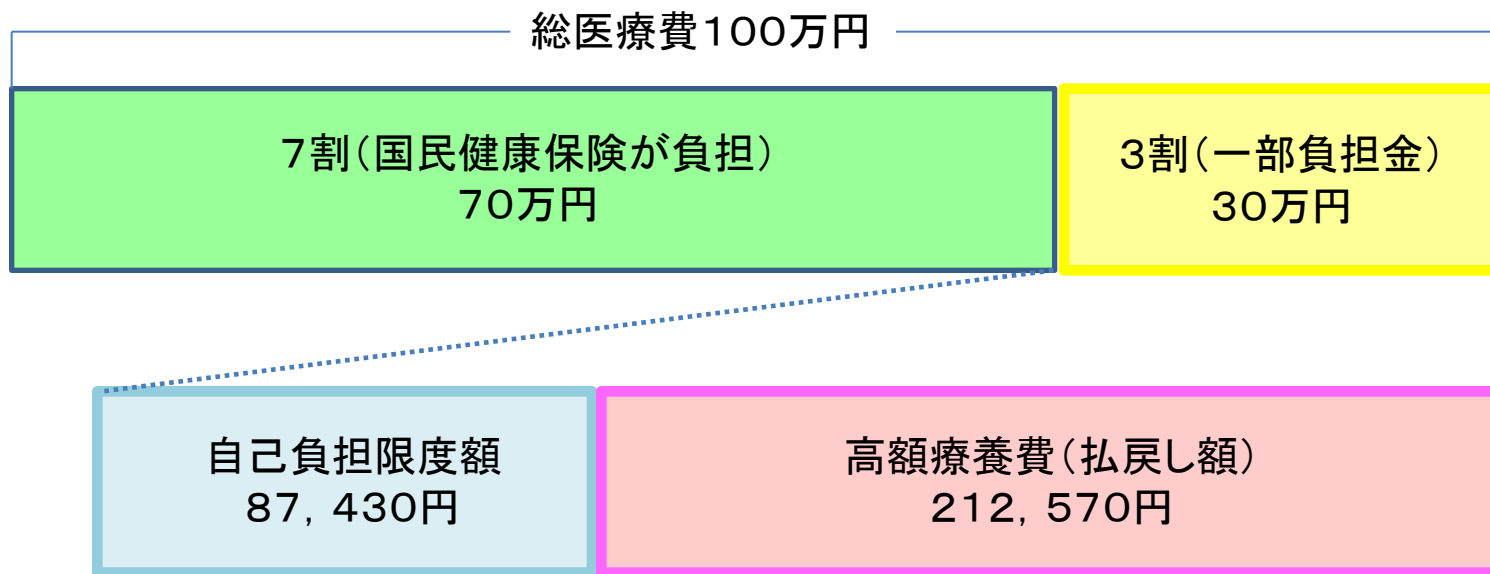
(1) 70歳未満のみの世帯の場合の高額療養費の計算例

a 1か月の月の自己負担額が限度額を超えた場合

同じ人が同じ月に、同一の医療機関に支払った場合、その超えた分が支給されます。

<一般世帯の例>

総医療費が100万円で、一部負担金が1か月30万円だった場合。



$$\text{自己負担限度額} = 80,100\text{円} + \frac{(1,000,000\text{円} - 267,000\text{円}) \times 1\%}{7,330\text{円}} = 87,430\text{円}$$

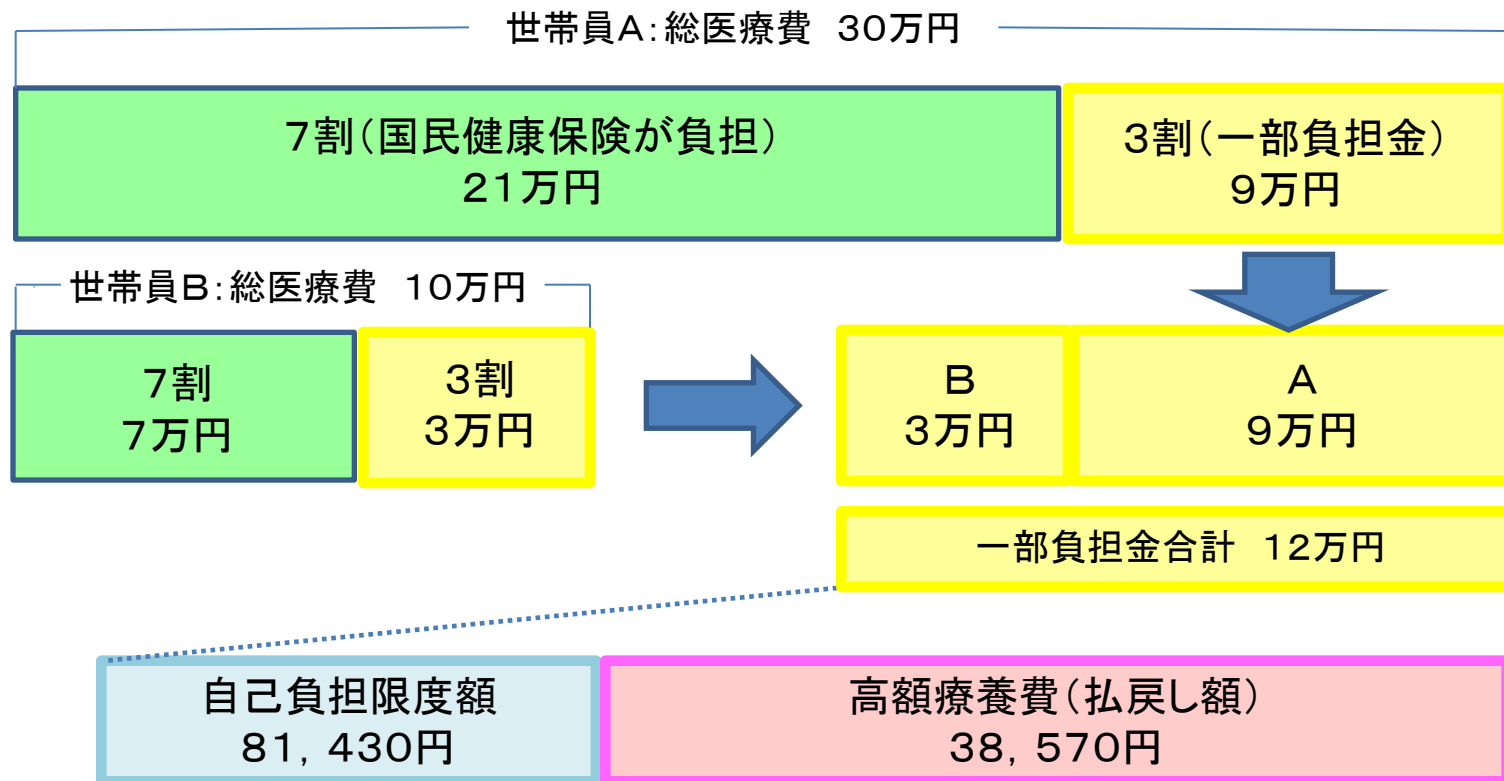
$$\text{高額療養費} = 300,000\text{円} - 87,430\text{円} = 212,570\text{円}$$

b 同じ世帯で合算して限度額を超えた場合

同じ世帯で同じ月に21,000円以上の自己負担額を2回以上支払った場合、それらを合算して限度額を超えた分が支給されます。

<一般世帯の例>

世帯員Aの総医療費が30万円で一部負担金が9万円、世帯員Bの総医療費が10万円で一部負担金が3万円の場合。



自己負担限度額

$$= 80,100円 + \frac{(300,000円 + 100,000円 - 267,000円) \times 1\%}{1} = 81,430円$$

→ 1,330円

高額療養費

$$= 120,000円 - 81,430円 = 38,570円$$

c 高額療養費の支給を年4回以上受けた場合

同一世帯で直近12カ月間に、高額療養費が支給された月が3か月以上になった場合は、4か月目から自己負担限度額が軽減されます。

<所得区分「一般」の場合>

